

令和3年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修（前期開催コース（第1回）） 募集要領

本研修は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
（指定番号：003）

3 受講資格等

（1）更新研修の受講資格

ア 平成30年度までに、次の（ア）及び（イ）の研修を修了した者

（ア）サービス管理責任者分野別研修（介護、地域生活（知的・精神）、就労、地域生活（身体））又は児童発達支援管理責任者研修

（イ）神奈川県サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））

イ 今回の募集対象者は、平成18年度から平成25年度までにサービス管理責任者研修（分野別）又は児童発達支援管理責任者研修を修了した方とします。

※ 平成30年度までに複数分野のサービス管理責任者研修（分野別）、児童発達支援管理責任者研修を修了した方は、取得した分野の中で最も古い修了証の発行年度を基準とします。

※ 平成30年度までに上記（ア）、（イ）の研修を修了した方が、令和5年度末までの間に滞りなく更新研修を受講できるよう、過去に修了された受講年度による募集対象者を設定させていただきます。分野別研修等の修了年度に応じ、お申しいただけますよう宜しくお願いします。

令和3年度第1回～第7回更新研修の募集対象年度

⇒ 平成18年度から平成25年度までに（ア）の分野別研修等を修了された方

令和3年度第8回～第18回更新研修の募集対象年度

⇒ 平成26年度から平成30年度までに（ア）の分野別研修等を修了された方

（2）令和3年度の研修対象者

令和3年度は、サービス管理責任者等の実践研修が新たに始まることなどから、本県の研修資源を県内事業所のサービス管理責任者等の養成に集中するため、本年度の研修対象者は、県内の事業所に配置されている方又は配置される予定の受講申込者のみとし、県外の事業所に配置される予定の方は対象外とさせていただきます。

4 研修カリキュラム

令和3年度は、昨年度に引き続き、経過措置を適用し、講義及び演習を1日の日程で催します。

- (1) 障害福祉・児童福祉の動向に関する講義
- (2) サービス提供の自己検証に関する演習

＜更新研修の受講についての留意事項＞

平成30年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるために必要な研修を修了されている方は、令和5年度までの間に更新研修を受講しなければ、サービス管理責任者等の**資格が失効**します。

更新研修は、令和5年度に向けて申し込みが集中することが見込まれますので、次の経過措置等を踏まえ、計画的に受講してください。

なお、更新研修は5年毎に受講する必要があります。

1 研修カリキュラムについて

更新研修の標準カリキュラムは、13時間の講義及び演習（計2日間相当）ですが、令和3年度については、昨年度に引き続き、経過措置を適用し、講義（1時間）と演習（標準カリキュラムで定められた5時間にまとめの時間を加えた6時間）を1日の日程で実施します。令和4年度以降のカリキュラムに係る経過措置の適用は未定です。

※ 研修カリキュラムに応じて、研修受講料も変更になります。

2 二度目に更新研修を受講する際の受講資格について

更新研修を修了した方が、二度目の更新研修を受講する際には、受講資格として、一定の実務要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。

5 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

令和3年度の「更新研修」は、講義と演習を合わせて1日の日程で開催することから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分に行った上で、小規模・分散化による集合研修方式で実施します。

6 日程及び会場

回	開催年月日	時間	会場	募集定員
第1回	令和3年6月9日（水）	9：30～17：30	「平塚商工会議所」 平塚市松風町2-10	70名
第2回	令和3年6月10日（木）	9：30～17：30	「平塚商工会議所」 平塚市松風町2-10	70名
第3回	令和3年6月22日（火）	9：30～17：30	「平塚商工会議所」 平塚市松風町2-10	70名
第4回	令和3年6月23日（水）	9：30～17：30	「平塚商工会議所」 平塚市松風町2-10	70名
第5回	令和3年7月7日（水）	9：30～17：30	「カルッツかわさき」 川崎市川崎区富士見1-1-4	70名
第6回	令和3年7月8日（木）	9：30～17：30	「カルッツかわさき」 川崎市川崎区富士見1-1-4	70名
第7回	令和3年7月9日（金）	9：30～17：30	「カルッツかわさき」 川崎市川崎区富士見1-1-4	70名

※ 上記の回について、次の区分で希望を記載していただきますが、定員の都合上、希望に沿えない場合もございますのでご承知おきください。

①～③を選択された場合、いずれの日程になるかは事業者で振り分けます。

- ① 第1回又は第2回を希望する
- ② 第3回又は第4回を希望する
- ③ 第5回又は第6回又は第7回を希望する
- ④ どの回でもよい

7 募集定員 490名 (各回70名)

8 提出書類

- (1) 受講申込書
- (2) 申込書類確認書
- (3) 本人確認証明書
- (4) 以下のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の分野別研修の修了証（受講証明書を含む）の写し
 - ・サービス管理責任者研修 介護分野
 - ・ " 地域生活（知的・精神）分野
 - ・ " 就労分野
 - ・ " 地域生活（身体）分野
 - ・児童発達支援管理責任者研修
- (5) 神奈川県サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））の受講証明書の写し（相談支援従事者初任者研修の修了証でも可）

9 申込について

(1) 申込方法

法人申込と個人申込があります。いずれかの方法でお申込ください。

ア 法人からの申込の場合

(ア) 同一法人からの受講申込者数の上限

同一法人からの受講申込者数は10名までとさせていただきますので、法人の皆様方の御理解御協力をお願いいたします。

(イ) 同一法人に複数の受講申込者がいる場合の対応

- 別紙「令和3年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講申込書」に必要事項を記載の上、「本人確認証明書」、「申込書類確認書」、「分野別研修及び補足研修の修了証の写し等」を添えて法人でまとめて郵送してください。
- 申込書類確認書の法人内優先順位は必ず記載ください。法人内優先順位が未記載の場合や、不適切な記載の場合（法人内優先順位1位が複数いる等）については、受講を見送りとさせていただきます。

イ 個人申込の場合

別紙「令和3年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修 受講申込書」に必要事項を記載の上、「本人確認証明書」と「申込書類確認書」、「分野別研修及び補足研修の修了証の写し等」を添えて郵送してください。提出書類は法人一括申込の場合と同一です。法人名の欄には「個人申込」と記載して提出してください。

※ 選考は法人申込を優先します。二重に申しんでも受講できる確率は高くなりません。重複申込はしないでください。

(2) 申込様式 別紙様式

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ (<http://www.kcn.or.jp>) に掲載します。

(3) 送付方法

配達を確認できる方法（簡易書留郵便等）にて郵送してください。

※ ファックス、電子メール、電話による申込はできません。

※ 持ち込みでの提出は受け付けておりません。

(4) 申込期限 令和3年5月20日（木）必着

(5) 送付先

〒243-0014

神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル303

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

※封筒表面余白に「更新研修申込書在中」と記載してください。

10 受講者の選考について

受講申込者数が募集定員を超過した場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」別紙4「神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修受講者選考基準」に基づき受講者を決定します。

神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修 受講者選考基準

神奈川県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の更新研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、次の選考基準により受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ：先に県内の事業所に配置されている又は配置予定の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば県外の事業所に配置されている又は配置予定の受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：法人からの受講申込者を優先し、定員に余裕があれば個人からの受講申込者を受講決定する。

基準Ⅲ：配置（予定）状況により、次の優先順位で受講決定する。

①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者

②サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事する予定の者

※ 上記基準に加え、法人からの優先順位を勘案し優先順位をつける。

11 受講者の決定及び通知

○受講者は、申込内容を審査の上で決定し、「申込書類確認書」に記載の各法人あてに受講の可否の通知を送付いたします。

○受講決定後の受講者、受講日程等の変更は認められません。

○受講決定等の通知は5月下旬に発送予定です。開催日の1週間前になっても通知が届かない場合は研修事務局に連絡してください。

12 本人確認

研修申込時に本人確認のできる公的証明書（運転免許証、健康保険被保険者証等）の写しを本人確認証明書に添付し、提出してください。研修当日に本人確認を行いますので、受講決定通知と申込時に添付した本人確認のできる公的証明書の原本を、必ずご持参ください。

13 事前課題

本研修は事前課題があります。事前課題は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ（<http://www.kcn.or.jp/>）に、5月下旬に掲載します。

14 効果測定

研修の理解度を確認するため、効果測定を行います。

15 修了証書の交付、修了者名簿の管理

研修を修了した方には、会場にて修了証書を交付します。

県および特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークにて研修修了者の名簿を管理します。また、事業所の管轄の市町村に研修修了者の情報を提供しますのでご承知おきください。

16 受講料及び納入方法

受講料 17,600円（税込）

受講料の納入方法は、受講決定通知に同封してご案内します。

納付済みの受講料については、返金できませんのでご注意ください。

※ 受講料の振込手数料、会場までの交通費その他についても受講者負担にてお願いいたします。

17 その他留意事項

○受講決定者は全日程を受講する必要があります。遅刻及び早退は欠席とみなし修了証書を交付できませんのでご注意ください。通勤時間帯による交通機関の混雑や天候等を考慮の上、余裕をもってご来場ください。

○自然災害（台風等）及び事故等が発生し、開講をしない場合があります。

開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前7時頃までに、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ（<http://www.kcn.or.jp/>）において段階的にご案内しますので、必ずご確認ください。

また、振替が生じた場合についても、振替日程等に関する事項を特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ（<http://www.kcn.or.jp/>）に別途ご案内します。

○著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には修了証書を交付できませんので、ご注意ください。

○受講にあたり、障害等を理由に合理的な配慮を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。なお、合理的な配慮を行うにあたり、直接状況をお聞きするため、ご連絡をすることがあります。

○虚偽の内容により受講申込をした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

18 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

○本研修については、受講者や研修スタッフ等の感染を防止するため、令和2年5月13日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」等を踏まえ、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分に実施した上で当該研修を実施いたしますので、受講生の皆様

方のご協力をお願いいたします。

- (1) 受講受付時に体温の報告または検温をしていただく予定です。発熱が認められる場合は、受講を認められませんので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 受講当日は、マスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策にご協力ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、研修開催途中であっても、延期・中止となる場合があります。開催延期・中止となった場合は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ (<http://www.kcn.or.jp/>) においてご案内しますのでご確認ください。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について（令和2年5月13日付け厚生労働省事務連絡）」

<http://www.mhlw.go.jp/content/000630840.pdf>

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyoousin0525.html>

19 問合せ先（本研修の申込み等に関する問合せ先）

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 事務局 〒243-0014 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル303 電話 046 (220) 5380 FAX 046 (220) 5381

（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先）

事業所所在地	問合せ先
横浜市	(障害者) 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 045-671-3601 (障害児) 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 045-671-4274
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 ファックス 044-200-3932（問合せはファックスのみでお願いします）
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 042-769-9226
横須賀市	(障害者) 横須賀市福祉部指導監査課 046-822-8411 (障害児) 横須賀市こども育成部幼保児童施設課 046-822-8224
上記以外の神奈川県内の市町村	(障害者・障害児共に) 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 045-210-4717・4732

「平塚商工会議所」

＜第1回＞令和3年6月9日（水） ＜第2回＞令和3年6月10日（木）

＜第3回＞令和3年6月22日（火） ＜第4回＞令和3年6月23日（水）



所在地：平塚市松風町2-10

交通：JR東海道線「平塚駅」下車 南口より徒歩7分

「カルッツかわさき」

＜第5回＞令和3年7月7日（水） ＜第6回＞令和3年7月8日（木）

＜第7回＞令和3年7月9日（金）



所在地：川崎市川崎区富士見1-1-4

交通：JR「川崎駅（北口東）」京急「京急川崎駅」より徒歩約15分